# 定款

# 株式会社マーベラス 定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社マーベラスと称し、英文では、Marvelous Inc. と表示する。 (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入
- 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給、配信及び輸出入
- 3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに実演家及び芸能人等の養成及びマネジメント
- 4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行
- 5. 業務用娯楽機器の企画、開発、製作、販売及び輸出入
- 6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営
- 7. 著作権等の知的所有権の創出、取得、利用及び許諾
- 8. 出版物の企画、製作及び販売
- 9. 情報処理サービス事業
- 10. 広告代理事業
- 11. 通信販売業及びその仲介
- 12. インターネットの代金決済システムの代行
- 13. 電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業
- 14. 前各号に関するコンサルティング業
- 15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない 事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、90,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株 式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

#### 第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主 をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会 は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合 又は代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に より、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(決議要件)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を 行使することができる株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって 行う。
  - 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書 類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めると ころにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行 使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証 明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、 書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職 務を行った取締役が記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する 時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定するこ とができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役が招集し、その 議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故あるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、 その議長となる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発 する。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第24条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償 責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会決議によって、 法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。
  - 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項 の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限 定する契約を締結することができる。

#### 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第25条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、 緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会 規程による。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第31条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償 責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によっ て、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。
  - 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結する

ことができる。

### 第6章 会計監查人

(選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主 総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

#### 第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができ る。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第39条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。 (剰余金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。又、金銭である配当 財産には利息を付さない。

## 【沿革】

作成: 平成 9年 6月 25日 改正: 平成12年3月10日 平成 12 年 12 月 13 日 平成 14 年 2 月 18 日 平成14年6月20日 平成14年9月27日 平成 15 年 6 月 23 日 平成16年6月23日 平成 17 年 7 月 20 日 平成 18 年 6 月 23 日 平成 19 年 6 月 22 日 平成 21 年 6 月 24 日 平成23年10月1日 平成 25 年 5 月 24 日 平成 25 年 6 月 21 日 平成 26 年 6 月 23 日